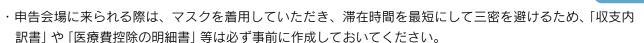
令和2年分 町県民税申告・所得税の確定申告

【期 間】2月16日(火)~3月15日(月)の役場開庁日 【場 所】役場1階101会議室【時 間】9時~16時30分(木曜日は18時30分まで受付)

※税務署への引き渡し事務があるため、時間外の受付はできません。

【問合先】 税務課 税務係 ☎65·1076

新型コロナウイルス感染拡大防止のための、お知らせとお願い -



・確定申告期間中は24時間 (その他の期間は平日24時間)、e-Tax で申告書の提出ができます。 左記を参照し、ぜひ e-Tax による確定申告をよろしくお願いします。



月	日	曜日	対 象
2月	16日	火	農業所得
	17日	水	農業所得
	18⊟	\bigoplus	笹尾一・二反田団地
	19日	金	笹尾二・土居二
	22日	月	瀬戸・九郎丸
	24日	水	寿命・土師十
	25日	\bigoplus	中屋・土師四・泉ヶ丘団地
	26日	金	豆田・土師九・吉隈本町
	28日	日	平日に申告できない方

- ※(木)は18時30分まで受付
- ※日程の都合が悪い場合、他行政区の日でも申告できます
- ※飯塚税務署でも申告できます

月	日	曜日	対 象
3 月	1日	月	土居三・平山一
	2日	火	土師五・天道・グレインヒルズ
	3日	水	土師一・土師七
	4日	®	土師二
	5日	金	土師六・土師八
	8日	月	土居一
	9日	火	吉隈一・吉隈二・土師三
	10日	水	吉隈三・弥栄・桂ヶ丘
	11日	®	第一豆田・貴船・椿
	12日	金	内山田・平山二
	15日	月	全行政区

■医療費控除の明細書の提出について

・『医療費控除の明細書』の提出を領収書の添付・提示によることとする経過措置 は、令和元年分までで終了しました。令和2年分からは作成・添付が必須です。



■桂川町控除対象障がい者認定について

身体や精神に障がいのある65歳以上の要介護認定高齢者(要介護1~5の人)は、障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の認定情報の内容により、所得税及び住民税の障がい者控除の対象となることがあります。該当される方で税の申告等に必要な場合は、控除対象障がい者認定書を発行いたします。(発行には10日間程かかります。)既に身体障害者手帳、療育手帳を所持している方、本人の所得税および住民税が非課税、または扶養者が非課税の方は申請する必要はありません。申請に関する内容は、下記までお問合せください。

【問合先】保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097